

# 個人情報保護に関する規定

## 1 総論

- (1) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）及び国立大学法人奈良女子大学「保有個人情報管理規程」「保有個人情報開示等取扱規程」（以下、「学内規程」という）に基づき、本校の保有する個人情報の管理に関し必要な事項を定める。
- (2) 本校における「個人情報」「保有個人情報」「個人情報ファイル」については、「法」第2条の定義に準じる。
- (3) 個人情報保護に関する教職員の責務については、「学内規程」の定義に準じる。

## 2 個人情報保護体制

- (1) 総括保護管理者の下、本校に保有個人情報の保護管理者を置き、校長をもって充てる。
- (2) 本校に保護管理者が指定する保護担当者（副校長1名、事務係長）を置く。保護担当者は保護管理者を補佐し、本校における保有個人情報管理に関する事務を処理する。
- (3) 本校における保有個人情報の管理に関わる事項の決定、連絡・調整等は、本校情報管理委員会において行う。重大な方針及び事項の決定については、本学が行う。
- (4) 本校の保有個人情報の管理状況の監査については、本学の監査責任者が行う。
- (5) 本校教職員は、保有個人情報の取扱い及び保護に関する意識の高揚を図るため、必要な研修を受ける。
- (6) 保有個人情報を取扱う情報システム管理に従事する教職員は、情報システム管理、運営及びセキュリティ対策に関する研修を受ける。

## 3 個人情報の収集

- (1) 個人情報の収集は、本校の教育及び業務に必要な範囲内で利用目的を明確に定め、原則として次の同意を得た上で、目的達成に必要最小限の範囲内で適正に行う。
  - ① 収集の目的
  - ② 用途
  - ③ 保有期間
- (2) 個人情報の収集は、直接本人から書面又はデジタルデータによって行うことを原則とする。ただし、以下の場合は、第三者から収集することができる。
  - ① 本人の同意がある場合
  - ② 個人の生命、身体、財産等の安全を守るため、緊急に必要な場合
  - ③ 法令及び学内規程に基づいて、業務の適正な遂行を行うために収集する場合

## 4 保有個人情報の適正管理

- (1) 保護管理者は、保有個人情報の安全保護のために、『個人情報保護マニュアル』及び『情報システム管理マニュアル』を作成し、必要な措置を講じる。
- (2) 保護管理者は、保有個人情報を、正確かつ最新の状態に保つよう努める。
- (3) 保護管理者は、保有個人情報の内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者を、必要最小限の教職員に限ることができる。

- (4) 保有個人情報、原則として校外に持ち出せない。ただし、保護管理者が許可した場合及び業務を学外者に委託する場合は、特例として持ち出すことができる。
- (5) 保有個人情報の特例持ち出しに関する細則は、『個人情報保護マニュアル』及び『情報システム管理マニュアル』に定める。
- (6) 業務を委託する場合は、委託業者との間に個人情報保護に関する事項について、必要な措置が講じられていることを確認の上、「学内規程」に基づき書面にて約定を交わす。
- (7) 保護管理者は、本校において個人情報ファイルを保有するに至った場合、必要事項を記入の上、大学の総括保護管理者に報告する。
- (8) 保護管理者は、必要がなくなった保有個人情報を、確実かつ迅速に廃棄又は消去する。

## 5 保有個人情報の利用及び提供の制限

- (1) 収集した保有個人情報は、定められた利用目的以外に利用又は提供してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。
  - ① 本人の同意がある場合
  - ② 個人の生命等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
  - ③ 法令及び学内規程に基づいて利用及び提供する場合
- (2) 保有個人情報を外部に提供する場合は、安全確保の措置を要求すると共に、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲・記録項目、利用形態等について、書面を交わすこととする。

## 6 個人情報開示等の取扱いについて

- (1) 本校における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに異議申し立てに関する事項については、本学の学内規程「保有個人情報開示等取扱規程」にしたがって行う。
- (2) 当該者は、本校の保有する保有個人情報について、学長に開示等を請求する場合は、本学の個人情報保護窓口において、所定の手続きを行う。
- (3) 本校における個人情報で、保有個人情報にあたらぬ場合は、保護管理者の判断で当該者の開示請求に応じることがある。

## 7 事案の報告及び再発防止措置

- (1) 個人情報の取扱いに関し、漏洩又は改竄等の事象が発生した場合、教職員は直ちに保護管理者に報告する。
- (2) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、遅滞なく総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に、当該事案の内容等を報告する。
- (3) 保護管理者は、本学の協力を得ながら、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じる。また、事案の調査・検討を行い、再発防止策を講じなければならない。